

昭和四十五年政令第十三号

小笠原諸島振興開発特別措置法施行令
内閣は、小笠原諸島復興特別措置法（昭和四十年法律第七十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。（特別の助成）

第一条 小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項に規定する政令で定める事業は、別表第一に掲げる事業で国土交通大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定するものとし、当該事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、それぞれ同表に掲げる割合とする。

（国有財産の譲与等）
第二条 国は、関係地方公共団体において国有財産を別表第二の上欄に掲げる施設で法第六条第一項に規定する振興開発計画に係るもの用に供しようとする場合には、当該関係地方公共団体に對して、同表の区分に応じ、当該国有財産を無償又は時価より低い價格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（法第四十一条第一項の政令で定める者）
第三条 法第四十一条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者で永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住するもののうち、国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画に基づき当該移住をするものであることにつき当該行政機関の認定を受けた者とする。

一 昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者
二 前号に掲げる者の父母、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに子及び孫並びにこれらの配偶者

（法第四十一条第二項の政令で定める計算）
第三条の二 法第四十一条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、千五百円の範囲内において、まず同条第一項第二号の規定により控除すべき金額から成るものとし、同号の規定の適用がない場合又は同号の規定により控除すべき金額が千五百円に満たない場合には、千五百万円又は当該満たない部分の金額の範囲内において、順次同項第四号、第三号又は第一号の規定により控除すべき金額から成るものとして計算した金額とする。この場合において、同項第四号に規定する譲渡益に相

当する金額のうちに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第三項第一号に掲げる所得に係る部分の金額と同項第二号に掲げる所得に係る部分の金額とがあるときは、まず同項第一号に掲げる所得に係る部分の金額から控除するものとする。

（法第四十二条第一項の不動産の價格の決定）
第四条 東京都知事は、法第四十二条第一項の價格が固定資産課税台帳に登録されていない不動産については、当該不動産を譲渡した日現在におけるその價格を決定するものとする。

（法第四十二条第二項の離島前の家屋の価額）
第五条 法第四十二条第二項に規定する離島前の家屋の価額として政令で定める額は、小笠原諸島の地域において取得した家屋の價格にその家屋の床面積に対する離島前の家屋の床面積（既に小笠原諸島の地域において取得した家屋があるときは、その床面積を控除した面積）の割合（その割合が一を超えるときは、一）を乗じて得た額とする。

（施行期日）
附 則
1 この政令は、公布の日から施行する。
（法附則第三項の政令で定める者）
2 法附則第三項に規定する政令で定める者は、第三条各号のいずれかに該当する者で永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住したものであることにつき国行政機関の認定を受けた者とする。

（負担額及び補助額の特例）

3 昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間ににおいて東京都が行う事業又は国が東京都に負担金を課して行う事業（以下「実施事業」といいう。）に要する経費に対する法第六条第一項の規定に基づく國の負担又は補助の額は、当該実施事業に要する経費に対する第一条の規定による國の負担又は補助の第一項の規定による國の負担又は補助に係る金額から、その金額を乗じて得た金額とする。

（昭和六十年度の特例）
附 則
（昭和五十二年七月一日政令第二二六号）
1 この政令は、公布の日から施行する。

（法第四十二条第一項の政令で定める計算）
第三条の二 法第四十二条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、千五百円の範囲内において、まず同条第一項第二号の規定により控除すべき金額から成るものとし、同号の規定の適用がない場合又は同号の規定により控除すべき金額が千五百円に満たない場合には、千五百万円又は当該満たない部分の金額の範囲内において、順次同項第四号、第三号又は第一号の規定により控除すべき金額とする。この場

「十分の十一」とあるのは、「十分の九（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の十二）と、「五分の四」とあるのは、「十分の七（水産業協同組合が施行するものにあつては、五分の三）と、「三分の二」とあるのは、「十分の七」と、「三分の二」とあるのは、「五分の三」とする。

（昭和六十一年度から平成四年度までの特例）
別表第一の規定の昭和六十一年度から平成四年度までの各年度における適用については、同表道路の項中「四分の三」とあるのは、「五分の三」とする。

（法第四十二条第二項の離島前の家屋の価額）
第五条 法第四十二条第二項に規定する離島前の家屋の価額として政令で定める額は、小笠原諸島の地域において取得した家屋の價格にその家屋の床面積に対する離島前の家屋の床面積（既に小笠原諸島の地域において取得した家屋があるときは、その床面積を控除した面積）の割合（その割合が一を超えるときは、一）を乗じて得た額とする。

（施行期日）
附 則
1 この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（経過措置）
附 則
（昭和五九年五月一八日政令第一九号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、公布の日から施行する。

（三八号）
抄

（施行期日）
附 則
（昭和五九年三月三〇日政令第六八号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、国土庁設置法の施行の日から施行する。

（施行期日）
附 則
（昭和五六年九月六日政令第二八四号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、公布の日から施行する。

（昭和四九年六月二六日政令第二五号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、国土庁設置法の施行の日から施行する。

（昭和五二年七月一日政令第二二六号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、公布の日から施行する。

（昭和五四年三月三一日政令第六八号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（昭和五七年三月三〇日政令第五二号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

助及び昭和五十八年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和五十九年度以降の年度に繰り越されるものにより実施される事業について適用し、昭和五十六年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和五十七年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される事業については、なお從前の例による。

（施行期日）
附 則
（昭和五九年三月三一日政令第六九号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（経過措置）
附 則
（昭和六〇年五月一八日政令第一九号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、公布の日から施行する。

（三八号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、公布の日から施行する。

（三八号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、公布の日から施行する。

（三八号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、国土庁設置法の施行の日から施行する。

（昭和五六年九月六日政令第二八四号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、国土庁設置法の施行の日から施行する。

（昭和五七年三月三〇日政令第五二号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、国土庁設置法の施行の日から施行する。

（昭和五九年三月三〇日政令第六八号）
抄

（施行期日）
附 則
1 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設	教育施設	簡易水道
一時宿泊所兼農業研修施設	圃場造成に係る農道及び用排水路	漁業無線施設	農場造成に譲渡又は貸付け	漁業無線施設	漁業無線施設	漁業無線施設	公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の用に供する建物及び学校給食の開設に必要な設備の整備	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第三項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設
一時宿泊所	貸付け	時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前五・五年のうちの三分の一	二分の一
兼農業研修施設	イ ロ 主として農業研修の用に供する部分について、時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け 主として農業研修の用に供する部分については、時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	イ 主として一時宿泊の用に供する部分については、時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	イ 主として一時宿泊の用に供する部分については、時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	イ 主として一時宿泊の用に供する部分については、時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	イ 主として一時宿泊の用に供する部分については、時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	イ 主として一時宿泊の用に供する部分については、時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	イ 主として一時宿泊の用に供する部分については、時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	イ 主として一時宿泊の用に供する部分については、時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け
一時宿泊所兼農業研修施設	一時宿泊所	農場造成に係る農道及び用排水路	漁業無線施設	漁業無線施設	漁業無線施設	漁業無線施設	公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前五・五年のうちの三分の一	二分の一

別表第二（第二条関係）